

平成30年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第1号）

平成30年6月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

5 番 福永 啓 君

11 番 沖 徹信 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について

第 4 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について

第 5 報告第 3 号 事故繰越し繰越計算書について

第 6 議案第 4 号 損害賠償の額を定めることについて

第 7 議案第 5 号 損害賠償の額を定めることについて

第 8 議案第 6 号 工事請負契約の締結について

第 9 議案第 7 号 工事請負契約の締結について

第10 議案第 8 号 工事請負契約の締結について

第11 議案第 9 号 工事請負契約の締結について

第12 議案第10号 工事請負契約の締結について

第13 議案第11号 工事請負契約の締結について

第14 議案第12号 工事請負契約の締結について

第15 議案第13号 工事請負契約の締結について

第16 議案第14号 工事請負契約の締結について

第17 議案第15号 工事請負契約の締結について

第18 議案第16号 工事請負契約の締結について

第19 議案第17号 工事請負変更契約の締結について

第20 議案第18号 工事請負変更契約の締結について

第21 議案第19号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 2 議案第 2 0 号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

第 2 3 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度御船町一般会計補正予算（第 1 号）について

2 出席議員は次のとおりである（13 人）

1 番 清水 蕙 君	2 番 森田 優二 君
3 番 岩永 宏介 君	4 番 中城 峯視 君
5 番 福永 啓 君	7 番 藤川 博和 君
8 番 池田 浩二 君	9 番 塚本 勝紀 君
1 0 番 田中 隆敏 君	1 1 番 沖 徹信 君
1 2 番 井本 昭光 君	1 3 番 岩田 重成 君
1 4 番 田端 幸治 君	

3 欠席議員（1 人）

6 番 田上 忍 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1 人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18 人）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	本 田 安 洋 君
教 育 長	本 田 恵 典 君	総 務 課 長	吉 本 敏 治 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	こ ども 未 来 課 長	田 中 智 徳 君
福 祉 課 長	西 橋 静 香 君	健康づくり支援課長	本 田 太 志 君
農 業 振 興 課 長	藤 野 浩 之 君	商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	野 口 壮 一 君	学 校 教 育 課 長	坂 本 朋 子 君
社 会 教 育 課 長	宮 川 一 幸 君	環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君	監 査 委 員	山 下 誠 雄 君

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１０時００分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

総務課長からの依頼で、議案の追加説明資料を議席に配布しておりますので、御確認をお願いいたします。

ただ今から、平成30年度第３回御船町議会定例会６月会議を再開します。

６番、田上忍議員より欠席の申し出がっております。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、５番、福永啓君、11番、沖徹信君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２ 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第２、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を６月４日に開催し、各種案件、定例会６月会議の進行等について協議を行いました。第３回御船町議会会議の進行等について協議を行いました。第３回御船町議会定例会の議事日程は、６月14日から同月12日までの６日間と決定しました。

議会全員協議会を５月10日、５月23日、６月11日に開催し、それぞれの議案について協議を行いました。

次に、今回受理しました陳情第１号につきましては、机上配布といたしました。

次に、あおぞら会議について報告をします。５月15日にオール御船恐竜の郷復興プロジェクトと地域おこし協力隊との意見交換、５月21日には、一般社団法人御船町観光協会との観光事業の方向性について意見交換会を行いました。

次に、議会報告会について報告いたします。５月26日、午後７時より、第12回議会報告会を町内２カ所で行い、約60名の参加をいただきました。皆様からいただいた質問、意見、

要望に対しましては、取りまとめの上、議会だよりあおぞら21に掲載します。

次に、5月28日から5月29日にかけて、全国町村議長会主催による正副議長研修会が東京国際フォーラムにおいて開催され、第1部では町村議会議員の議員報酬等のあり方、中間報告について、第2部では、町村議会のあり方に関する研究報告等について、それぞれ山梨学院大学大学院研究科長、江藤俊昭氏からの講演、引き続き町村議会特別表彰を受けた、長崎県小値賀町議会、立石隆教議長より、「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用」、福岡県大刀洗町議会、山内剛議長より、「町民に向き合った議会運営と広報紙づくりの実践」、徳島県那賀町議会議会改革調査特別委員会委員長、柏木岳議員より、「住民から期待される議会を目指して」として発表があり、特に自治体としてのさまざまな改革に取り組んだ方へ、執行部と対等な関係を保つべく合議機関として町発展のために実践されていることが伺い知れた。

しかしながら、異口同音に出てくるのが、若手議員のなり手不足であり、強いては町村議会のみならず町村の衰退を招きかねず、参加者の多くが議員報酬の見直し、年金制度の復活と議員処遇の改善を全国的に取り組むべきとの意見・結論で閉幕をしました。

翌日は、熊本県選出国会議員に対する要望活動を行い、上益城郡からは熊本地震に対する復旧・復興に向けた取り組みに対するさまざまな要望が行われました。

次に、5月23日に、御船町において九州自動車道建設促進沿線期成会熊本・宮崎両県合同の監事会、理事会が開会され、平成30年度の九州中央自動車道建設促進沿線協議会決起大会を7月11日、宮崎県高千穂町で開催されることが決定をされました。

次に、視察受け入れについて報告をします。5月15日に、長崎県平戸市議会より議会だよりの編集発行について、5月16日には、長崎県長崎市議会より恐竜博物館の研修を、また熊本地震に係る避難運営についての意見交換を行いました。

次に、熊本県町村議会議長研修が5月22日に開催され、新潟県立大学、田口一博氏による「議員のなり手確保のための方策」として講演がありました。引き続き臨時総会が開催をされ、役員の変更が行われました。会長に、阿蘇郡高森町議会田上更生議長、副会長に、球磨郡多良木町議会、村山昇議長、同じく上益城郡益城町議会、稲田忠則議長が選任されました。

最後になりますが、昨年の議会報告会において、住民から意見がありました。一議員の熊本地震発生後のさまざまな行動に対する指摘に対しましては、御船町議会としまして、

手続きにのっとり、御船町政治倫理審査会による審査、またそれに基づく議員全員協議会において、当該議員に対しての事実解明等を行ってきました結果、二度にわたる議員辞職勧告を全会一致で採択したところであります。

しかしながら、今回の議会報告会におきましても、このことに対する質問があり、依然町民感情としましては、当該議員のみならず、議会に対しても不満や不信の思いが残っていると実感した次第であります。

議会としましては、当該議員個人の問題として終わらせるのではなく、いま一度深く反省し、二度とこのような事態が発生することがないように、町民の皆様に信頼と期待に応えられるよう御船町議会議員一同、御船町発展に尽力することを常に心がけて、町政運営に取り組んでいく所存であります。

最後になりますが、例月出納検査につきましては、机上に配布したとおりでございます。

以上をもちまして、議長報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

5月8日、役場応接室において、嘱託員交代に伴う辞令交付式を行いました。今年度、新しく嘱託員となられたのは9名で、辞令交付の後、嘱託員の身分や役割などについて説明を行いました。また、5月30日には嘱託員定例会が開かれ、町から8件の報告・連絡事項を伝えました。なお、今年度は、水越の町、田畑、粒麦の3地区が再編され、水越中央区となったことで、嘱託員は全員で83人となっています。

次に、企画財政課について報告します。

嘱託区再編に続いて、5月23日に田代東部校区の6嘱託区、6月13日に上荒瀬、下荒瀬の2嘱託区及び上迎町、下迎町の2嘱託区の再編に向けたまちづくり協議会が発足しました。中山間地と平坦地区とでは区の事情が異なりますが、それぞれのまちづくり協議会において、地域コミュニティの維持、主体性に向け、理想の形を模索していきたいと考えています。

次に、地域おこし協力隊について報告します。昨年度から応募を行っていた水越地域活性化協議会への地域おこし協力隊の採用が決定し、7月から活動を開始します。今回の採用により、地域おこし協力隊員の隊員数は、合計7名となっています。

次に、建設型応急仮設住宅の供用期間が1年延長されたことに伴い、民有地を借用している仮設住宅について、現在地権者の方々に対し土地の借用について1年延長をお願いしているところです。また、木造仮設住宅の利活用については、平成30年3月30日に、御船町木造仮設住宅利活用検討委員会から答申をいただいています。この答申を参考に、町単独住宅として残す団地の用地交渉を進めているところです。

次に、福祉課について報告します。

団塊の世代が75歳に達する2025年度を見据え、御船町高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画を策定しました。社会情勢の変化や、本町における介護保険の実情を踏まえ計画を策定しており、介護保険料の改定も行っております。高齢者の生活支援体制の強化を図り、適正な介護保険事業を運営していきます。

次に、こども未来課について報告します。

5月上旬に発生した上野保育園下屋根改良工事が終了し、6月8日に竣工検査を行いました。雨の日の送迎時、保護者の皆様から安堵の声が聞かれました。

また、今年10月27日に開催予定の上益城郡保育研究大会に向けた町内園長会議を6月5日に行いました。同研究大会は、郡内保育所関係者の研修・親睦・連携を図ることを目的として毎年開かれているものです。郡内5町の輪番制で、幹事を担当します。今年は御船町が幹事を担当し、カルチャーセンターを主会場として開催します。

次に、健康づくり支援課について報告します。

5月24日及び31日の2日に分けて、健康づくり地区推進委員の第2回研修会を実施しました。特定健診受診の勧奨方法や昨年度の地区活動の内容について、検討・報告を行いました。その後、校区ごとに話し合い、それぞれの地区の目指す健康づくりについての計画策定を行いました。

また、6月13日、食生活改善推進委員による第1回男性料理教室を開催し、17名の参加がありました。今後も委員の協力を得て町民の健康増進を図っていきます。

次に、農業振興課について報告します。

5月29日に、平成30年度御船町地域農業再生協議会総会を開催しました。総会において、御船町水田フル活用ビジョンが承認され、本町の水田農家の取組方針が決定されました。また、今年度より創設された水田産地化総合推進事業に取り組めるよう、規約の改正も併せて行いました。今後も、経営所得安定対策の推進や、戦略作物の生産振興、米の需給調

整を推進し、地域農業の振興を図っていきます。

次に、商工観光課について報告します。

吉無田高原緑の村「星の森ヴィラ」は、5月の大型連休中は満室状態であり、夏休み期間中の予約もほぼ満室となっています。相乗効果により既存のバンガロー利用も増えてきている状況です。今後、福岡県を中心として、九州各県から集客できるようPR方法や各種イベントの開催を考えていきたいと思えます。

次に、御船町特産品いさぎについて、現在27品目が認定されています。ふるさと納税の返礼品等多くの方に利用していただけるよう、知名度アップと販路拡大に向けて、商工会及び観光協会と連携のもと、取り組んでいます。

次に、建設課について報告します。

5月13日に、平成30年度緑川水防演習が美里町の緑川河川敷で実施されました。出水時に備え、水防意識の向上を目的として、国・県・流域関係市町が参加して行われました。今後、大雨や台風の時期を迎えるにあたり、被害軽減に向けた対応・対策を進めていきます。また、来年度の演習会場は御船町となっています。

次に、5月21日に、熊本河川国道事務所河川管理課から、御船川樋門操作管理委託者に対し、操作説明会が実施されました。今後住宅等への内水被害が生じないように、町としても、樋門操作管理委託者並びに関係機関と連携し、水防体制の強化を図っていきます。

次に、環境保全課について報告します。

5月17日に開催されました熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、新たなごみ・し尿処理施設の最終建設候補地が御船町古閑原及び古閑迫地区に決定しました。今後は、協議会事務局により建設候補地での事業内容の説明と用地取得に取りかかる予定です。

次に、社会教育課について報告します。

熊本地震で被災しましたカルチャーセンターホールにつきましては、復旧工事が完了しましたので、7月1日より運用開始します。町民グラウンドゲートボール場の復旧工事につきましては、5月30日に入札を行い、施工業者が決定したところです。11月18日に開催予定の町民スポーツ大会には使用できるよう、復旧工事を進める予定です。

次に、恐竜博物館交流ギャラリーにおいて、平成30年度特別展「ティラノサウルス進化の謎に迫る」を7月14日から9月24日までの72日間開催します。常設展示とは違った視点

から恐竜の魅力を発信し、来館者の増加に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 議案第4号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第7 議案第5号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第8 議案第6号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第8号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第9号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第17号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第20 議案第18号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第21 議案第19号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第1号、「専決処分の報告について」から、日程第23、議案第21号、「平成30年度御船町一般会計補正予算（第1号）について」まで、21件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。



○町長（藤木正幸君） 報告第 1 号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定による町長の専決事項の指定第 8 号に基づく条例の改定について、専決処分を行ったので、地方自治法第180条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第 6 号、御船町税条例等の一部を改正する条例の制定について。御専第 7 号、御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

報告第 3 号、事故繰越し繰越計算書について。地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により別紙計算書のとおり報告する。

議案第 4 号、損害賠償の額を定めることについて。平成28年11月23日に発生した町道中央線における車両事故について、次のとおり損害賠償額を定める。

提案理由。損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第 1 項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 号、損害賠償の額を定めることについて。平成29年 6 月10日に発生した町道吉無田線における車両事故について、次のとおり賠償の額を定める。

提案理由。損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第 1 項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 号、工事請負契約の締結について。玉虫住宅地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その 2）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 7 号、工事請負契約の締結について。御船台団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その 2）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 8 号、工事請負契約の締結について。フジワ団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その 2）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第9号、工事請負契約の締結について。災害関連効果促進事業（木倉2）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第10号、工事請負契約の締結について。災害関連効果促進事業（上野2）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第11号、工事請負契約の締結について。災害関連効果促進事業（陣2）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号、工事請負契約の締結について。災害関連効果促進事業（滝川1）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号、工事請負契約の締結について。災害関連効果促進事業（田代4）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号、工事請負契約の締結について。災害関連効果促進事業（辺田見4）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号、工事請負契約の締結について。災害関連効果促進事業（辺田見6）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号、工事請負契約の締結について。災害関連効果促進事業（辺田見11）工事に

ついて、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号、工事請負変更契約の締結について。町道下鶴線（下鶴橋）橋梁災害復旧工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号、工事請負変更契約の締結について。町道古閑迫線（本線）道路災害復旧工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号、御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。国民健康保険の都道府県化に伴い、熊本県が定める熊本県国民健康保険運営方針の規定により、御船町国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号、吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。吉無田高原緑の村キャンプ場の入材料及び使用料について、地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第21号、平成30年度御船町一般会計補正予算（第1号）。平成30年度御船町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,314万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億9,329万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債補正。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債補正」による。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、少し説明を加えさせていただきます。

まず、議案書の3ページからとなります。報告第1号の分についてであります。中身については4ページからになります。御船町税条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、これは平成30年税制改正に基づきまして、地方税法等の改正が行われております。主な改正の内容につきましては、住民税、固定資産税、そして地方たばこ税等の改正が行われたわけですが、特に地方たばこ税におきまして、今回加熱式たばこ、いわゆる電子たばこが、その課税対象として追加されたということになります。

また、これらに関します所要の文言の調整を行っております。

続きまして、議案書の27ページからになります。御専第7号です。御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定しております。主な改正点につきましては、これまで限度額が54万円でありましたものが58万円に引き上げられたこと。それから、被保険者1人当たりに対する均等割が2万円から2万5,000円に引き上げられております。

また、後期高齢者納付金につきましの納付分につきましては、対象となる所得金額に対する割合が1.3%から1.8%に引き上げられております。また、介護納付金につきましては、被保険者1人につきまして、7,000円から9,000円に引き上げられております。それが主な改正の内容ということになります。すみません、7,000円から1万円に引き上げられたということでございます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私から、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。議案書の30ページを御覧ください。

本件につきましては、本年3月議会において御審議いただき議決を得ました繰越明許費で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本繰越計算書をもって議会に報告するものであります。繰越明許費の当該会計は一般会計並びに公共下水道事業特別会計、そして水道事業会計の3会計となります。

31ページを御覧ください。一般会計繰越明許費計算書です。繰越に係る事業名、金額、翌年度繰越額そして財源内訳を掲載しております。一般会計においては、平成30年度へ22事業を繰り越しとなっており、繰越額は総額で59億1,494万7,000円となっております。主な繰越事業としましては、7款、土木費、災害公営住宅建設事業15億1,915万8,000円。

8 款、消防費、防災行政無線整備事業 9 億1,800万円。10款、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業12億9,597万4,000円。同じく、宅地耐震化事業 9 億5,569万円となっております。財源内訳につきましては、右側に事業ごとに掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、32ページを御覧ください。公共下水道事業特別会計に係る繰越明許費計算書になります。平成30年度への繰越額は2,479万8,000円です。繰越事業としましては、下水道事業全体計画変更業務委託料及び北木倉地区測量設計業務です。財源内訳としましては、国支出金938万円、起債930万円、一般財源611万8,000円となっております。

次に、33ページを御覧ください。水道事業会計繰越明許費計算書となります。平成30年度への繰越額は412万5,000円です。繰越事業としましては、災害復旧事業に係る水道管布設替工事 4 カ所分となります。財源内訳としましては、国支出金197万6,000円、一般財源214万9,000円であります。

以上で、報告第 2 号の説明を終わります。

続きまして、報告第 3 号、事故繰越計算書について報告します。34ページを御覧ください。本件につきましては、平成28年度 3 月議会において御審議いただき議決いただいた繰越明許費の中で、入札不調や土地所有者の承諾を得る対応に時間を要したなどの理由により、平成30年度へ事故繰越となりますので、地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により、本繰越計算書をもって議会に報告するものであります。

35ページを御覧いただきたいと思います。一般会計事故繰越計算書です。平成30年度への事故繰越額は総額で22億4,163万658円です。事業といたしましては、被災者向け経営体育成支援事業補助金、宅地耐震化事業、農地・農業用施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業となっております。財源内訳につきましては、右側に事業ごとに掲載しております。また、事故繰越しになった理由についても、事業ごとに掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、報告第 3 号の説明を終わります。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、引き続き議案書36ページをお願いいたします。議案第 4 号です。損害賠償の額を定めることについてであります。

まず、相手方であります。福岡市博多区所在の東京海上日動保険株式会社であります。事故の概要について申し上げます。平成28年11月23日、午後 2 時20分頃、町道中央線を走

行中の車両が地震によってできた路面の段差でバウンドし、後部座席の同乗者1人が負傷したものであります。運転者の管理する任意保険会社が当該同乗者に対しまして、人身傷害保険金を支払っております。そのため、保険法第25条第1項の規定によりまして、町の過失割合として認定されました割合2割の支払義務が生じたというものであります。損害賠償額につきましては270万3,460円であります。

次に、37ページとなります。議案第5号で、同じく損害賠償の額を定めることについてであります。相手方につきましては、熊本市中央区の所在、三井住友海上火災保険株式会社であります。概要について申し上げます。平成29年6月10日、午後4時頃、町道吉無田線を走行中の三輪バイクが地震によってできた路面の段差によってバウンドをし、車体の底部を損傷したものであります。運転者の加盟する車両保険会社が車両保険金として被害者に既に支払いを行っております。これも同様に、保険法第25条第1項の規定に基づきまして、町の過失割合である6割分の支払金が生じたというものでありまして、損害賠償額につきましては193万8,540円となります。

次に、38ページの議案第6号です。工事請負契約の締結についてであります。まず、工事名です。玉虫住宅地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事であります。工事理由につきましては、熊本地震からの復旧ということになります。工事場所につきましては、大字滝尾地内、契約金額は8,688万6,000円であります。契約の相手方につきましては、御船町大字滝尾、明和建設株式会社であります。

次に39ページ、議案第7号です。同じく工事請負契約の締結についてであります。工事名につきましては、御船台団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事であります。これも、熊本地震による被災したものの復旧となります。工事場所につきましては、御船町大字滝尾地内、契約金額6,408万7,200円、相手方につきましては、御船町大字高木、株式会社やすらぎ住建であります。

次に40ページ、議案第8号です。同じく工事請負契約の締結についてであります。工事名、フジワ団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事であります。工事場所です、御船町大字小坂地内、契約金額2億2,982万4,000円、契約の相手方につきましては、御船町大字滝川、株式会社東生企業であります。

次に41ページ、議案第9号です。工事名が、災害関連効果促進事業（木倉②）工事であります。これも、熊本地震により発生したがけ崩れによって擁壁に被害が生じたため、こ

の効果促進事業により復旧を行うものであります。工事場所につきましては、御船町大字木倉地内、契約金額5,192万6,400円であります。契約の相手方につきましては、御船町大字木倉、株式会社吉本組であります。

次に42ページ、議案第10号です。工事名、災害関連効果促進事業（上野②）工事であります。工事場所につきましては、御船町大字上野地内です。契約金額6,048万円です。契約の相手方につきましては、御船町大字七滝、有限会社井本土木建設であります。

次に43ページ、議案第11号です。工事名、災害関連効果促進事業（陣②）工事であります。工事場所につきましては、御船町大字陣地内。契約金額4,708万8,000円です。相手方につきましては、御船町大字滝尾、明和建设株式会社であります。

次に44ページ、議案第12号です。同じく、工事請負契約であります。工事名、災害関連効果促進事業（滝川①）工事です。工事場所につきましては、御船町大字滝川地内。契約金額4,085万6,400円です。契約の相手方につきましては、御船町大字滝川、株式会社東生企業であります。

次に45ページです。議案第13号です。工事名につきましては、災害関連効果促進事業（田代④）工事です。工事場所は、御船町大字田代地内。契約金額が4,595万4,000円です。契約の相手方につきましては、御船町大字高木、株式会社やすらぎ住建であります。

次に46ページ、議案第14号です。工事名が、災害関連効果促進事業（辺田見④）工事です。工事場所は、御船町大字辺田見地内。契約金額が5,434万5,800円です。契約の相手方につきましては、御船町大字高木、株式会社やすらぎ住建であります。

次に47ページ、議案第15号です。同じく、工事名が、災害関連効果促進事業（辺田見⑥）工事となります。工事場所は、御船町大字辺田見地内。契約金額が6,620万4,000円です。契約の相手方につきましては、御船町大字辺田見、池田工建株式会社であります。

次に48ページ、議案第16号です。工事名が、災害関連効果促進事業（辺田見⑪）工事です。工事場所は、御船町大字辺田見地内。契約金額が5,140万8,000円です。契約の相手方につきましては、御船町大字辺田見、池田工建株式会社であります。

続きまして49ページ、議案第17号です。工事請負変更契約の締結についてであります。まず工事名ですが、町道下鶴橋線（下鶴橋）橋梁災害復旧工事であります。変更の内容につきましては、壁石復元工につきまして、積み石の安定を図るため、長尺締石が必要なための石材の増額、並びに高欄及び束柱設置について、既存石が利用できないことによります

石材費の増加ということになります。工事場所が、御船町大字滝尾地内。当初契約金額が9,936万円、変更契約額が498万9,517円の増額です。結果として、最終契約額が、1億434万9,517円となります。契約の相手方につきましては、上益城郡山都町所在の、株式会社尾上建設であります。

続きまして50ページ、議案第18号です。同じく、工事請負変更契約の締結についてであります。工事名が、町道古閑迫線（本線）道路災害復旧工事であります。変更する内容につきましては、路床工及び路盤工につきまして、現場内での再利用を計画しておりましたけれども、土質が悪く、路盤材として利用できないことによります新たな土の購入による増額、並びに間接費につきまして、地域外からの労働者確保のための宿泊及び交通日等が増額することに伴う変更となります。工事場所が、御船町大字上野地内。当初契約額が7,788万3,120円、変更契約額が1,058万1,407円の増額です。最終契約額が8,846万4,527円となります。契約の相手方につきましては、御船町大字滝尾明和建设株式会社であります。

続きまして、51ページからとなります。議案第19号、御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

52ページを御覧いただきたいと思います。今回新たに第4条として、被保険者とし不在者の規定を規定しております。それが、今回の主な改正の内容となります。

続きまして、53ページの、議案第20号になります。吉無田高原緑の村設置・管理及び使用料に関する条例の一部改正であります。この改正につきましては、これまで規則でこの料金を制定しておりましたが、提案理由にありますとおり、地方自治法第228条第1項の規定により条例で規定すべきという認識のもと、今回改めて条例として制定をするというものであります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 議案第21号です。平成30年度御船町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。別紙の予算書を御覧ください。

4ページをお開きください。債務負担行為の補正となります。建設課住宅係の公用車1台分のリースとなります。4月1日より建設課に新たに住宅係を設置しました。これに伴い、現場対応及び既存住宅維持管理用として専用の公用車を5年間リースするものであります。

次に、5ページを御覧ください。地方債の補正となります。まず、一番上です。災害公営住宅建設事業として180万円を追加補正し、限度額は5億6,330万円となります。これは



災害公営住宅建設予定地 5 団地における電柱移転補償に係る地方債の補正となります。

次に、消防施設整備事業として1,800万円を追加補正し、限度額は1億9,390万円となります。これは、防火水槽 2 基分が新たに地方債対象となったことによる補正となります。

次に、文教施設災害復旧事業として90万円を追加補正し、限度額は250万円となります。これは、小坂小学校仮設校舎リースの繰上償還に係る地方債の補正となります。

次に、学校教育施設等整備事業として200万円を追加補正し、限度額は3,840万円となります。これは、小坂小学校空調設備に係る国交付金ที่ไม่採択となったため、地方債を追加補正するものになります。合計で2,270万円の追加補正となり、補正後の起債の限度額は18億8,526万1,000円になります。

次に、6 ページをお開きください。事項別明細書歳入の部分です。主なものを申し上げます。18款、繰入金、補正額4,741万1,000円。補正後の予算額は4億7,148万7,000円です。財政調整基金からの繰入金が4,691万1,000円、熊本復興基金からの繰入金が50万円になります。

次に、21款、町債、補正額2,270万円。補正後の予算額は18億8,526万1,000円です。町債については、先ほど地方債の補正で説明したとおりとなります。

次に、7 ページを御覧ください。歳出になります。主なものを申し上げます。まず、3 款、民生費、補正額1,013万円です。補正後の予算額が29億2,560万8,000円です。主なものは、地域福祉計画・活動計画策定委託料424万5,000円。これは、社会福祉法の改正と自殺対策基本法に伴う市町村自殺対策計画の策定が義務付けられたことによる業務委託料となります。

次に、災害援護貸付償還金559万3,000円。これは、平成29年10月から30年3月までに納付された熊本地震に係ります災害援護貸付金の償還金となります。

次に、7 款、土木費。補正額6,358万8,000円。補正後の予算額が24億8,706万円です。主なものは、都市計画マスタープラン改定及び用途地域見直し業務委託料2,771万円。同じくマスタープラン改定に伴う交通解析業務委託料3,034万8,000円です。現在、都市計画マスタープランは平成15年3月に策定しております。既に15年以上経過し、その間に国道443号、445号の開通をはじめ、小池高山インターチェンジの供用開始もあり、インフラ整備を計画いたしております。

また、平成28年4月に発生しました熊本地震により甚大な被害に見舞われた本町におき

ましては、早急の復旧・復興を目指す中で、震災前より発展を遂げた創造的復興が求められております。そのため、現在用途地域186ヘクタールに加えまして、御船インターチェンジ周辺並びに小池高山インターチェンジ周辺などの土地利用を視野に入れた用途地域の見直しに着手することを前提に、近隣市町に及ぼす交通解析作業を必要とするものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 散 会